

## 高額療養費のご案内

### 高額療養費 限度額適用認定証 手続きのご案内

病気やけがの治療で病院へ医療費の支払いが高くなってしまった場合には、高額療養費の制度が適用されます。

入院の方は「限度額適用認定証」を病院に提出すれば、高額療養費分を病院へ支払わなくても済むようになります。入院時に保険証と共にご提出下さい。

「限度額適用認定証」発行の手続き方法と手続き窓口は、ご加入している保険によって異なります。

この制度が利用できるかどうかの判断は各国民健康保険、後期高齢者医療保険、協会けんぽ、健康保険組合が行いますので、各窓口でご相談下さい。

### 適用のご相談窓口

協会けんぽ	全国健康保険協会・都道府県支部、又は職場の担当部署
共済・組合健保	各健康保険組合、又は職場の担当部署
国民健康保険 後期高齢者医療保険	お住いの市役所・町村役場

※入院の時期があらかじめ決まっている方は、入院前に手続きができます。

※緊急入院など入院前に手続きが出来なかった場合でも、入院した月内に病院に提出いただければ、利用できる場合がありますので、お早めに手続き下さい。